

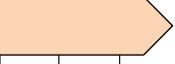
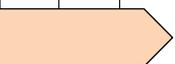
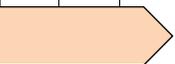
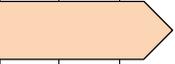
奄美大島行動計画

事業項目	実施主体	実施時期			対象範囲			事業の内容	目標と【評価指標】	備考 (検討・評価機関)
		短期	中期	長期	推薦地	緩衝地帯	周辺地域			
1) 保護制度の適切な運用										
1 奄美群島の国立公園指定・管理	環境省				●	●	●	奄美大島のうち、世界遺産の価値の核心を成す地域を中心に国立公園に指定する。指定後は適切に管理する。	世界遺産の価値の保全や緩衝機能の法的担保を確保する。	
2 奄美群島森林生態系保護地域の保全管理計画の策定・管理	林野庁				●	●		奄美大島の国有林のうち、森林生態系保護地域に指定された地域の保全管理計画を策定し、適切に管理する。	森林生態系保護地域の保全管理に関する基本的事項、具体的事項等について定め、適切に管理されることで、遺産価値の保全が図られる。	奄美群島森林生態系保護地域保全管理委員会
3 鳥獣保護区の管理等	環境省 鹿児島県				●	●	●	国指定鳥獣保護区及び県指定鳥獣保護区を適切に管理する。	鳥獣保護区において、規制が遵守され、希少鳥獣等の保護が図られる。	
2) 希少種の保護・増殖										
1 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(種の保存法)に基づく国内希少野生動植物種の保護等	環境省				●	●	●	種の保存法に基づき絶滅のおそれのある野生動植物種を国内希少野生動植物種として指定し、国内希少野生動植物種の保護等を図る。	国内希少野生動植物種の保護が図られる。	
2 希少野生動植物保護条例の運用	鹿児島県 各市町村				●	●	●	県及び市町村が制定している希少野生動植物保護条例を適切に運用し、奄美大島の生物多様性を保全する。	条例が遵守され、希少野生動植物が適切に保護されている体制の確保。	奄美群島希少野生生物保護対策協議会
3 保護増殖事業等の継続実施	文部科学省 農林水産省 環境省 鹿児島県 各市町村 地元関係団体				●	●	●	保護増殖事業の対象種(アマミノクロウサギ、アマミヤマシギ、オオトラツグミ)について、生息状況、生息環境等の把握、分析等を行うとともに、個体群の保護・増殖に努める。	自然状態で安定的に存続できる状態とすること。 【個別検討会における評価】	奄美希少野生生物保護増殖検討会
4 保護増殖事業の対象外の希少種(ケナガネズミ、アマミトゲネズミ等)の保護増殖の取組	環境省 鹿児島県 各市町村 地元関係団体				●	●	●	保護増殖事業の対象外の希少種の分布状況について、継続的に調査を行い、科学的データを蓄積するとともに、外来種防除、交通事故対策、パトロールなどの他の事業と連携した保護増殖を図る。	自然状態で安定的に存続できる状態とすること。	

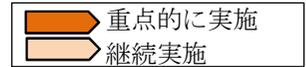
事業項目	実施主体	実施時期			対象範囲			事業の内容	目標と【評価指標】	備考 (検討・評価機関)
		短期	中期	長期	推薦地	緩衝地帯	周辺地域			
5 希少野生動物の交通事故対策	環境省 林野庁 鹿児島県 各市町村 地元関係団体				●	●	●	希少野生動物の交通事故の発生リスクが高い場所の周知、標識の設置、チラシ配布やキャンペーン実施等による普及啓発や道路改良により、交通事故をなくす。	希少野生動物との衝突を回避するため、速度制限が遵守され、交通事故が発生しない状況を確認。	奄美群島希少野生生物保護対策協議会
6 アマミノクロウサギ等の傷病野生鳥獣救護	環境省 鹿児島県 各市町村				●	●	●	アマミノクロウサギ等の傷病個体の救護を行う。救護個体からの情報収集や野生復帰困難個体等の一部展示による普及啓発等の方針についても検討する。死亡個体が発見された場合は、可能な限り死因を特定し、今後の対策に資する。	個体群の維持や、生態研究・飼育技術の確立。	奄美希少野生生物保護増殖検討会
7 密猟・盗採防止のためのパトロール	環境省 林野庁 鹿児島県 各市町村 地元関係団体				●	●	●	行政が中心となり、地元団体や警察等と連携しながら密猟・盗採防止パトロールや普及啓発を行う。	効果的な監視体制の確立、密猟・盗採が発生しない状況の確認。	奄美群島希少野生生物保護対策協議会
3) 外来種による影響の排除・低減										
1 侵略的外来種への対策の強化	環境省 鹿児島県 各市町村 地元関係団体				●	●	●	既に定着している侵略的外来種について、侵入状況等を把握し、特に対策の必要性が高い種に焦点を絞り、対策を行う。奄美大島に未定着な侵略的外来種の見逃し情報について情報収集する。また、定着を予防するため必要に応じて対策を講じる。	特に遺産価値(生態系・生物多様性)への影響が大きいと考えられる外来種の情報収集及び対策。	
2 マングース対策の実施	環境省				●	●	●	希少種の捕食等により在来の生態系に大きな影響を及ぼしているマングースの防除を行う。	奄美大島からのマングースの完全排除。	奄美大島におけるマングース防除事業検討会及び防除等戦略会議
3 ネコ対策の実施	環境省 鹿児島県 各市町村 地元関係団体				●	●	●	地域において、行政と民間が連携して、幅広い情報共有及び合意形成を行い、希少種生息域(森林内)のネコについて、捕獲、一時収容、譲渡等に関する一連の体制を整備し、排除を行う。	希少種生息域からネコを排除し、希少種への影響を防止。	奄美群島希少野生生物保護対策協議会 (奄美大島ノイヌ・ノネコ対策検討会)
	環境省 鹿児島県 各市町村 地元関係団体				●	●	●	飼い猫の遺棄・逸出の防止、不妊措置、所有者明示等の適正飼養や、飼い猫以外のネコへのみだりな餌やり防止を図る。	集落にいるネコが適正に飼養・管理されて、新たに森林内へ侵入することがない状況の創出。	奄美群島希少野生生物保護対策協議会 (奄美大島ノイヌ・ノネコ対策検討会)
4 ノヤギ対策の実施	各市町村				●	●	●	食害により希少種を含む生態系への悪影響が懸念されるノヤギの防除を行う。	奄美大島からのノヤギの完全排除。	奄美群島希少野生生物保護対策協議会

事業項目	実施主体	実施時期			対象範囲			事業の内容	目標と【評価指標】	備考 (検討・評価機関)
		短期	中期	長期	推薦地	緩衝地帯	周辺地域			
4) 緩衝地帯や周辺地域における産業との調和										
1 生物多様性鹿児島県戦略の運用	鹿児島県各市町村				●	●	●	鹿児島県における生物多様性保全の方向性や施策展開を取りまとめた「生物多様性鹿児島県戦略」に定めた、産業との調和に関連する施策を遂行する。	戦略に基づいた施策の遂行体制の確保。	
2 奄美大島生物多様性地域戦略の運用	鹿児島県各市町村				●	●	●	奄美大島における生物多様性の方向性や施策展開を取りまとめた「奄美大島生物多様性地域戦略」に定めた、産業との調和に関連する施策を遂行する。	戦略に基づいた施策の遂行体制の確保。	奄美大島自然保護協議会
3 生物多様性に配慮した森林施業の実施	鹿児島県各市町村						●	遺産区域周辺の森林においては、緩衝機能の強化と林業の両立のため生物多様性保全型の森林施業ルールを確立する。 そのため市町村有林における統一的な森林管理手法を定め、地域全体での共有を目指す。	遺産価値の保全と林業の経済性を両立した森林施業の手法の確立。 【森林管理手法の策定状況、森林管理手法に基づく施業実績】	奄美群島世界自然遺産候補地保全・活用検討会
4 環境に配慮した公共事業の実施	環境省 林野庁 鹿児島県各市町村				●	●	●	世界遺産及びその周辺地域における公共事業により世界遺産の価値に影響が及ばないように、環境配慮の仕組みを構築する。そのため、奄美群島での環境配慮の実績や奄美群島の自然や文化の特殊性を踏まえた「環境配慮指針（仮称）」や、その運用を支援する仕組みを検討し、国、県、市町村、民間事業者と共有することにより、地域全体の環境配慮水準の向上を図る。	公共事業の際に、適切な環境配慮が行われ、世界遺産の価値に影響が生じない仕組みの確立。 【環境配慮の取組実績】	奄美群島世界自然遺産候補地保全・活用検討会
5) 適正利用とエコツーリズム										
1 持続的観光マスタープランの策定	鹿児島県				●	●	●	世界自然遺産登録を見据え、奄美群島観光の将来像を地域で共有し、計画的に来訪者管理を行うため、マスコ観光とエコツアーの計画的分散を基本的考え方とし、施設整備と利用のあり方の方向性を示すマスタープランを策定する。	観光客の増加を見据えた受け入れ体制の構築。	奄美群島世界自然遺産候補地保全・活用検討会
2 利用の調整	環境省 林野庁 鹿児島県各市町村				●	●		世界遺産登録による利用の増大・集中により環境影響の顕在化が懸念されるエリアにおいて、利用人数の制限、ガイド同行義務付け、道路通行規制等の利用のあり方について検討する。	遺産価値の保全と利用者の体験の質の確保。	奄美群島世界自然遺産候補地保全・活用検討会

事業項目	実施主体	実施時期			対象範囲			事業の内容	目標と【評価指標】	備考 (検討・評価機関)
		短期	中期	長期	推薦地	緩衝地帯	周辺地域			
3 環境負荷の低減に資する施設の整備等	環境省 鹿児島県 各市町村				●	●	●	遺産価値を利用者に実感させ、かつ、環境負荷の低減を図るため、以下のような利用施設の整備や既存施設の改修について検討する。 ○多人数利用を吸収する拠点施設 ○森林地域の魅力を引き出す施設 ○トイレ、歩道等の環境負荷を低減し持続的な利用のために必要な施設	遺産価値の保全と利用者の体験の質の確保。	奄美群島世界自然遺産候補地保全・活用検討会
4 奄美世界自然遺産トレイル（仮称）の整備	鹿児島県 各市町村				●	●	●	歩くことにより、奄美群島の自然や生活・文化の体験や地元との触れ合いを充実させ、滞在型観光にもつながるトレイルを整備する。 質の高い自然探勝を促進させることにより、世界自然遺産の価値にかかる普及啓発に資する。	トレイルが群島全体をつなげ、来島者がリピーターとなって何度でも好みに応じて質の高い利用をする状況の創出。	奄美群島世界自然遺産候補地保全・活用検討会
5 エコツアーリズムの推進	環境省 鹿児島県 各市町村 地元関係団体				●	●	●	世界自然遺産の核心地域等において、エコツアーガイドの同行による少人数観光を充実させ、本物の自然を求める観光客の満足度を向上させる。 質の高い自然探勝を促進させることにより、世界自然遺産の価値にかかる普及啓発に資する。	核心地域等におけるエコツアーガイドが同行する少人数観光の確立により、観光客が奄美大島の自然に満足し、リピーターとなって何度でも来島する状況の創出。	奄美群島エコツアーリズム推進協議会
6 ガイドの育成	鹿児島県 各市町村 地元関係団体				●	●	●	質の高いガイド（観光案内ガイド、エコツアーガイド、里エコガイド等）を育成し、奄美大島の観光を充実させる。 質の高い自然探勝を促進させることにより、世界自然遺産の価値にかかる普及啓発に資する。	質の高いガイドの提供により、利用者が奄美大島観光に満足し、リピーターとなって何度でも来島する状況の創出。	
6) 地域社会の参加・協働による保全管理										
1 生物多様性に配慮した森林施業の実施【再掲】	鹿児島県 各市町村						●	遺産区域周辺の森林においては、緩衝機能の強化と林業の両立のため生物多様性保全型の森林施業ルールを確立する。 そのため市町村有林における統一的な森林管理手法を定め、地域全体での共有を目指す。	遺産価値の保全と林業の経済性を両立した森林施業の手法の確立。 【森林管理手法の策定状況、森林管理手法に基づく施業実績】	奄美群島世界自然遺産候補地保全・活用検討会

事業項目	実施主体	実施時期			対象範囲			事業の内容	目標と【評価指標】	備考 (検討・評価機関)
		短期	中期	長期	推薦地	緩衝地帯	周辺地域			
2 環境に配慮した公共事業の実施【再掲】	環境省 林野庁 鹿児島県 各市町村				●	●	●	世界遺産及びその周辺地域における公共事業により世界遺産の価値に影響が及ばないよう、環境配慮の仕組みを構築する。そのため、奄美群島での環境配慮の実績や奄美群島の自然や文化の特殊性を踏まえた「環境配慮指針（仮称）」や、その運用を支援する仕組みを検討し、国、県、市町村、民間事業者と共有することにより、地域全体の環境配慮水準の向上を図る。	公共事業の際に、適切な環境配慮が行われ、世界遺産の価値に影響が生じない仕組みの確立。 【環境配慮の取組実績】	奄美群島世界自然遺産候補地保全・活用検討会
3 域外住民、観光客等への情報発信	環境省 林野庁 鹿児島県 各市町村 地元関係団体					●	●	様々な媒体を使った自然や文化の魅力、世界遺産としての価値、利用上のルールなどの情報を全国に発信し、奄美群島への理解を深めてもらう。	全国での奄美群島への理解が進むとともに、環境配慮と両立した観光により遺産地域への環境負荷が一定程度に抑えられている状況の創出。	
4 美化キャンペーン等の実施	環境省 鹿児島県 各市町村 地元関係団体					●	●	ゴミの不法投棄防止活動や清掃活動等の実施により、世界自然遺産の島である奄美大島の環境美化を図る。	世界遺産地域の内外を問わず、奄美大島の環境が美しく保たれている状況の創出。	
5 普及啓発等を通じた住民による取組の推進	環境省 林野庁 鹿児島県 各市町村 地元関係団体					●	●	勉強会や各種イベントの実施、ポスターやパンフレット等の作成・配布等により、世界自然遺産登録の意義、希少種保護や外来種対策の必要性等について住民に認識してもらい、住民による取組を推進する。	住民一人ひとりが世界自然遺産登録の意義、希少種保護や外来種対策の必要性等について認識し、積極的に取組を進めている状況の創出。	
6 奄美群島の自然と共生してきた文化の継承	鹿児島県 各市町村 地元関係団体					●	●	奄美群島の自然は、他の自然遺産地域と異なり、長い歴史を通じて人間との濃密な関わりの中で維持されてきていることから、自然環境の保全とともに自然と共生してきた奄美群島独特の文化が継承されるよう努める。	住民一人ひとりが奄美群島の自然と文化に誇りを持ち、次世代へ継続する環境づくりの推進。	
7 環境学習の取組の推進	環境省 鹿児島県 各市町村 地元関係団体					●	●	子どもたちに地域の自然・文化に興味をもってもらうために、世界自然遺産候補地特有の環境教育に力を入れる。	子どもたちが、地域の自然や文化に興味をもち、希少種保護や外来種対策の必要性等について理解する。	

徳之島行動計画



事業項目	実施主体	実施時期			対象範囲			事業の内容	目標と【評価指標】	備考 (検討・評価機関)
		短期	中期	長期	推薦地	緩衝地帯	周辺地域			
1) 保護制度の適切な運用										
1 奄美群島の国立公園指定・管理	環境省				●	●	●	徳之島のうち、世界遺産の価値の核心を成す地域を中心に国立公園に指定する。指定後は適切に管理する。	世界遺産の価値の保全や緩衝機能の法的担保を確保する	
2 奄美群島森林生態系保護地域の保全管理計画の策定・管理	林野庁				●	●		徳之島の国有林のうち、森林生態系保護地域に指定された地域の保全管理計画を策定し、適切に管理する。	森林生態系保護地域の保全管理に関する基本的事項、具体的事項等について定め、適切に管理されることで、遺産価値の保全が図られる。	奄美群島森林生態系保護地域保全管理委員会
3 鳥獣保護区の管理等	鹿児島県				●	●	●	県指定鳥獣保護区を適切に管理する。	鳥獣保護区において、規制が遵守され、希少鳥獣等の保護が図られる。	
2) 希少種の保護・増殖										
1 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(種の保存法)に基づく国内希少野生動植物種の保護等	環境省				●	●	●	種の保存法に基づき絶滅のおそれのある野生動植物種を国内希少野生動植物種として指定し、国内希少野生動植物種の保護等を図る。	国内希少野生動植物種の保護が図られる。	
2 希少野生動植物保護条例の運用	鹿児島県各町				●	●	●	県及び町が制定している希少野生動植物保護条例を適切に運用し、徳之島の生物多様性を保全する。	条例が遵守され、希少野生動植物が適切に保護されている体制の確保。	奄美群島希少野生生物保護対策協議会
3 保護増殖事業等の継続実施	文部科学省 農林水産省 環境省 鹿児島県各町 地元関係団体				●	●	●	保護増殖事業の対象種(アマミノクロウサギ、アマミヤマシギ)について、生息状況、生息環境等の把握、分析等を行うとともに、個体群の保護・増殖に努める。	自然状態で安定的に存続できる状態とすること。 【個別検討会における評価】	奄美希少野生生物保護増殖検討会
4 保護増殖事業の対象外の希少種(ケナガネズミ、トクノシマトゲネズミ等)の保護増殖の取組	環境省 鹿児島県各町 地元関係団体				●	●	●	保護増殖事業の対象外の希少種の分布状況について継続的に調査を行い、科学的データを蓄積するとともに、外来種防除、交通事故対策、パトロールなどの他の事業と連携した保護増殖を図る。	自然状態で安定的に存続できる状態とすること。	

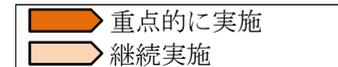
事業項目	実施主体	実施時期			対象範囲			事業の内容	目標と【評価指標】	備考 (検討・評価機関)
		短期	中期	長期	推薦地	緩衝地帯	周辺地域			
5 希少野生動物の交通事故対策	環境省 林野庁 鹿児島県 各町 地元関係団体				●	●	●	希少野生動物の交通事故の発生リスクが高い場所の周知、標識の設置、チラシ配布やキャンペーン実施等による普及啓発や道路改良により、交通事故をなくす。	希少野生動物との衝突を回避するため、速度制限が遵守され、交通事故が発生しない状況を確認。	奄美群島希少野生生物保護対策協議会
6 アマミノクロウサギ等の傷病野生鳥獣救護	環境省 鹿児島県 各町				●	●	●	アマミノクロウサギ等の傷病個体の救護を行う。救護個体からの情報収集や野生復帰困難個体等の一部展示による普及啓発等の方針についても検討する。死亡個体が発見された場合は、可能な限り死因を特定し、今後の対策に資する。	個体群の維持や、生態研究・飼育技術の確立。	奄美希少野生生物保護増殖検討会
7 密猟・盗採防止のためのパトロール	環境省 林野庁 鹿児島県 各町 地元関係団体				●	●	●	行政が中心となり、地元団体や警察等と連携しながら密猟・盗採防止パトロールや普及啓発を行う。	効果的な監視体制の確立、密猟・盗採が発生しない状況の確認。	奄美群島希少野生生物保護対策協議会
3) 外来種による影響の排除・低減										
1 侵略的外来種への対策の強化	環境省 鹿児島県 各町 地元関係団体				●	●	●	既に定着している侵略的外来種について、侵入状況等を把握し、特に対策の必要性が高い種に焦点を絞り、対策を行う。徳之島に未定着な侵略的外来種の目撃情報について情報収集する。また、定着を予防するため必要に応じて対策を講じる。	特に遺産価値(生態系・生物多様性)への影響が大きいと考えられる外来種の情報収集及び対策。	
2 ネコ対策の実施	環境省 鹿児島県 各町 地元関係団体				●	●	●	地域において、行政と民間が連携して、幅広い情報共有及び合意形成を行い、希少種生息域(森林内)のネコについて、捕獲、一時収容、譲渡等に関する一連の体制を整備し、排除を行う。	希少種生息域からネコを排除し、希少種への影響を防止。	奄美群島希少野生生物保護対策協議会 (徳之島ノイヌ・ノネコ対策検討会)
	環境省 鹿児島県 各町 地元関係団体				●	●	●	飼い猫の遺棄・逸出の防止、不妊措置、所有者明示等の適正飼養や、飼い猫以外のネコへのみだりな餌やり防止を図る。	集落にいるネコが適正に飼養・管理されて、新たに森林内へ侵入することがない状況の創出。	奄美群島希少野生生物保護対策協議会 (徳之島ノイヌ・ノネコ対策検討会)
4) 緩衝地帯や周辺地域における産業との調和										
1 生物多様性鹿児島県戦略の運用	鹿児島県 各町				●	●	●	鹿児島県における生物多様性保全の方向性や施策展開を取りまとめた「生物多様性鹿児島県戦略」に定めた、産業との調和に関連する施策を遂行する。	戦略に基づいた施策の遂行体制の確保。	

事業項目	実施主体	実施時期			対象範囲			事業の内容	目標と【評価指標】	備考 (検討・評価機関)
		短期	中期	長期	推薦地	緩衝地帯	周辺地域			
2 遺産地域に近接する農地等の生物多様性保全機能の強化	環境省 林野庁 鹿児島県 各町						●	遺産地域に近接する農地の周辺については緩衝機能強化のため小規模な森林、河川等を結ぶ緑のネットワークの形成や、アマミノクロウサギ等の希少種の生息と農業の両立のための支援策を検討する。また、北部の森林と南部の森林との連続性確保のための生態回廊の形成について検討する。	生物多様性保全と農業との両立による緩衝機能の強化。	
3 生物多様性に配慮した森林実施	鹿児島県 各町						●	遺産区域周辺の森林においては、緩衝機能の強化と林業の両立のため生物多様性保全型の森林施業ルールを確立する。そのため町有林における統一的な森林管理手法を定め、地域全体での共有を目指す。	遺産価値の保全と林業の経済性を両立した森林施業の手法の確立。 【森林管理手法の策定状況、森林管理手法に基づく施業実績】	奄美群島世界自然遺産候補地保全・活用検討会
4 環境に配慮した公共事業の実施	環境省 林野庁 鹿児島県 各町				●	●	●	世界遺産及びその周辺地域における公共事業により世界遺産の価値に影響が及ばないよう、環境配慮の仕組みを構築する。そのため、奄美群島での環境配慮の実績や奄美群島の自然や文化の特殊性を踏まえた「環境配慮指針(仮称)」や、その運用を支援する仕組みを検討し、国、県、町、民間事業者と共有することにより、地域全体の環境配慮水準の向上を図る。	公共事業の際に、適切な環境配慮が行われ、世界遺産の価値に影響が生じない仕組みの確立。 【環境配慮の取組実績】	奄美群島世界自然遺産候補地保全・活用検討会
5) 適正利用とエコツーリズム										
1 持続的観光マスタープランの策定	鹿児島県				●	●	●	世界自然遺産登録を見据え、奄美群島観光の将来像を地域で共有し、計画的に来訪者管理を行うため、マス観光とエコツアーの計画的分散を基本的考え方とし、施設整備と利用のあり方の方向性を示すマスタープランを策定する。	観光客の増加を見据えた受け入れ体制の構築。	奄美群島世界自然遺産候補地保全・活用検討会
2 利用の調整	環境省 林野庁 鹿児島県 各町 地元関係団体				●	●		世界遺産登録による利用の増大・集中により環境影響の顕在化が懸念されるエリアにおいて、利用人数の制限、ガイド同行義務付け、道路通行規制等の利用のあり方について検討する。	遺産価値の保全と利用者の体験の質の確保。	奄美群島世界自然遺産候補地保全・活用検討会
3 環境負荷の低減に資する施設の整備等	環境省 鹿児島県 各町				●	●	●	遺産価値を利用者に実感させ、かつ、環境負荷の低減を図るため、以下のような利用施設の整備や既存施設の改修について検討する。 ○多人数利用を吸収する拠点施設 ○森林地域の魅力を引き出す施設 ○トイレ、歩道等の環境負荷を低減し持続的な利用のために必要な施設	遺産価値の保全と利用者の体験の質の確保。	奄美群島世界自然遺産候補地保全・活用検討会

事業項目	実施主体	実施時期			対象範囲			事業の内容	目標と【評価指標】	備考 (検討・評価機関)
		短期	中期	長期	推薦地	緩衝地帯	周辺地域			
4 奄美世界自然遺産トレイル(仮称)の整備	鹿児島県各町				●	●	●	歩くことにより、奄美群島の自然や生活・文化の体験や地元との触れ合いを充実させ、滞在型観光にもつながるトレイルを整備する。質の高い自然探勝を促進させることにより、世界自然遺産の価値にかかる普及啓発に資する。	トレイルが群島全体をつなげ、来島者がリピーターとなって何度でも好みに応じて質の高い利用をする状況の創出。	奄美群島世界自然遺産候補地保全・活用検討会
5 エコツーリズムの推進	環境省 鹿児島県各町 地元関係団体				●	●	●	世界自然遺産の核心地域等において、エコツアーガイドの同行による少人数観光を充実させ、本物の自然を求める観光客の満足度を向上させる。質の高い自然探勝を促進させることにより、世界自然遺産の価値にかかる普及啓発に資する	核心地域等におけるエコツアーガイドが同行する少人数観光の確立により、観光客が徳之島の自然に満足し、リピーターとなって何度でも来島する状況の創出。	奄美群島エコツーリズム推進協議会
6 ガイドの育成	鹿児島県各町 地元関係団体				●	●	●	質の高いガイド(観光案内ガイド、エコツアーガイド、里エコガイド等)を育成し、徳之島の観光を充実させる。質の高い自然探勝を促進させることにより、世界自然遺産の価値にかかる普及啓発に資する	質の高いガイドの提供により、利用者が徳之島観光に満足し、リピーターとなって何度でも来島する状況の創出。	
6) 地域社会の参加・協働による保全管理										
1 生物多様性に配慮した森林施業の実施【再掲】	鹿児島県各町						●	遺産区域周辺の森林においては、緩衝機能の強化と林業の両立のため生物多様性保全型の森林施業ルールを確立する。そのため町有林における統一的な森林管理手法を定め、地域全体での共有を目指す。	遺産価値の保全と林業の経済性を両立した森林施業の手法の確立。 【森林管理手法の策定状況、森林管理手法に基づく施業実績】	奄美群島世界自然遺産候補地保全・活用検討会
2 環境に配慮した公共事業の実施【再掲】	環境省 林野庁 鹿児島県各町				●	●	●	世界遺産及びその周辺地域における公共事業により世界遺産の価値に影響が及ばないよう、環境配慮の仕組みを構築する。そのため、奄美群島での環境配慮の実績や奄美群島の自然や文化の特殊性を踏まえた「環境配慮指針(仮称)」や、その運用を支援する仕組みを検討し、国、県、町、民間事業者と共有することにより、地域全体の環境配慮水準の向上を図る。	公共事業の際に、適切な環境配慮が行われ、世界遺産の価値に影響が生じない仕組みの確立。【環境配慮の取組実績】	奄美群島世界自然遺産候補地保全・活用検討会
3 域外住民、観光客等への情報発信	環境省 林野庁 鹿児島県各町 地元関係団体					●	●	様々な媒体を使った自然や文化の魅力、世界遺産としての価値、利用上のルールなどの情報を全国に発信し、奄美群島への理解を深めてもらう。	全国での奄美群島への理解が進むとともに、環境配慮と両立した観光により遺産地域への環境負荷が一定程度に抑えられている状況の創出。	
4 美化キャンペーン等の実施	環境省 鹿児島県各町 地元関係団体				●	●		ゴミの不法投棄防止活動や清掃活動等の実施により、世界自然遺産の島である徳之島の環境美化を図る。	世界遺産地域の内外を問わず、徳之島の環境が美しく保たれている状況の創出。	

事業項目	実施主体	実施時期			対象範囲			事業の内容	目標と【評価指標】	備考 (検討・評価機関)
		短期	中期	長期	推薦地	緩衝地帯	周辺地域			
5 普及啓発等を通じた住民による取組の推進	環境省 林野庁 鹿児島県 各町 地元関係団体	→				●	●	勉強会や各種イベントの実施、ポスターやパンフレット等の作成・配布等により、世界自然遺産登録の意義、希少種保護や外来種対策の必要性等について住民に認識してもらい、住民による取組を推進する。	住民一人ひとりが世界自然遺産登録の意義、希少種保護や外来種対策の必要性等について認識し、積極的に取組を進めている状況の創出。	
6 奄美群島の自然と共生してきた文化の継承	鹿児島県 各町 地元関係団体	→				●	●	奄美群島の自然は、他の自然遺産地域と異なり、長い歴史を通じて人間との濃密な関わりの中で維持されてきていることから、自然環境の保全とともに自然と共生してきた奄美群島独特の文化が継承されるよう努める。	住民一人ひとりが奄美群島の自然と文化に誇りを持ち、次世代へ継続する環境づくりの推進。	
7 環境学習の取組の推進	環境省 鹿児島県 各町 地元関係団体	→				●	●	子どもたちに地域の自然・文化に興味をもってもらうために、世界自然遺産候補地特有の環境教育に力を入れる。	子どもたちが、地域の自然や文化に興味をもち、希少種保護や外来種対策の必要性等について理解する。	

沖縄島北部行動計画



事業項目	実施主体	実施時期			対象範囲			事業の内容	目標と【評価指標】	備考 (検討・評価機関)
		短期	中期	長期	推薦地	緩衝地帯	周辺地域			
1) 保護制度の適切な運用										
1 やんばる国立公園の管理	環境省				●	●	●	やんばる国立公園の適切な保護管理を行う。	世界遺産の価値の保全や緩衝機能の法的担保を確保する。	
2 鳥獣保護区の管理等	環境省 沖縄県				●	●	●	ノグチゲラ、ヤンバルクイナ等の希少種が生息する森林部においては、国指定鳥獣保護区及び沖縄県指定鳥獣保護区がそれぞれ指定されている。今後も適切に管理する。また、確実な管理が実施されるよう体制を確保する。	鳥獣保護区において、規制が遵守され、希少鳥獣等の保護が図られる。	
3 与那覇岳天然保護区域の管理等	沖縄県				●			ノグチゲラ、アカヒゲ等の天然記念物の生息地となっている与那覇岳天然保護区域において、今後も適切な管理を行う。また、確実な管理が実施されるよう体制を確保する。	天然保護区域において、規制が遵守され、希少動植物等の保全が図られる。	
2) 希少種の保護・増殖										
1 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（種の保存法）に基づく国内希少野生動植物種の保護等	環境省				●	●	●	種の保存法に基づき絶滅のおそれのある野生動植物種を国内希少野生動植物種として指定し、国内希少野生動植物種の保護等を図る。	国内希少野生動植物種の保護が図られる。	
2 希少野生動植物保護条例等の制定	沖縄県 各村				●	●	●	種の保存法により、捕獲・譲渡し等が規制されている国内希少野生動植物種以外の法的な規制のないレッドリスト記載種のうち、特に盗採の危険性が高いと判断される種を抽出し、県もしくは村条例等を制定することにより盗採行為の防止・抑制を強化する。	希少種保護のための法制度の確保。	
3 保護増殖事業等の継続実施	環境省 文部科学省 農林水産省 国土交通省 沖縄県 各村				●	●	●	保護増殖事業の対象種（ヤンバルクイナ、ヤンバルテナゴコガネ、ノグチゲラ）について、生息状況、生息環境等の把握、分析等を行うとともに、個体群の保護・増殖に努める。	自然状態で安定的に存続できる状態とすること。 【個別検討会における評価】	・やんばる希少野生生物保護増殖検討会 ・ヤンバルテナゴコガネ等密猟防止協議会
4 保護増殖事業対象種以外の希少種の生息・生育状況の把握と保護の取組みの検討・実施	環境省 林野庁 沖縄県 各村				●	●	●	保護増殖事業対象種以外の希少種（国指定天然記念物や国内希少野生動植物種であるケナガネズミ、オキナワトゲネズミ等を含む）について、生息状況、生息・生育環境等の把握、分析等を行うとともに、必要に応じて、適切な保護方策を検討し、実施に努める。	保護増殖事業対象種以外の希少種が自然状態で安定的に存続できる状態とすること。 【固有種・希少種の生息・生育状況】	

事業項目	実施主体	実施時期			対象範囲			事業の内容	目標と【評価指標】	備考 (検討・評価機関)
		短期	中期	長期	推薦地	緩衝地帯	周辺地域			
5 希少野生動物の交通事故等の対策強化	環境省 林野庁 沖縄県 沖縄総合事務局 各村				●	●	●	希少野生動物の交通事故発生リスクが高い場所の周知、標識の設置、チラン配布やロードキル発生防止キャンペーン実施等による普及啓発により事故の発生を減少させる。また、移動経路の確保や動物が道路に飛び出さないような改良を加えることにより、事故の発生防止を図る。	希少野生生物等の生息地において、通行者が野生動物の交通事故等を認識し、法定速度が遵守され、事故が発生しない状況を確認。 事故が発生しにくい道路構造等の実現。 【個別検討会における評価】	・やんばる希少野生生物保護増殖検討会 ・やんばる地域ロードキル発生防止に関する連絡会議
6 希少野生動物の傷病個体の救護体制の確保	環境省 沖縄県 地元関係団体				●	●	●	沖縄島北部の希少野生動物の傷病個体を救護し、野生復帰を図る。	希少野生動物の救護が適切に実施され、野生復帰を図り、種の保存に資する。	
7 希少野生動植物の密猟・盗採防止	環境省 林野庁 沖縄県 各村 地元関係団体				●	●	●	核心的な森林へアプローチする林道を中心として、野生動植物の密猟・盗採防止のためのパトロールを実施する。市町村や地元団体、警察など、様々な主体と連携しながら取り組む。	希少野生動植物の密猟・盗採に対する効果的な監視体制の確立、密猟・盗採が発生しない状況を確認。 【パトロールの年間実施回数、従事人数等】	
8 ノグチゲラ保護区の管理と保護監視員の設置	東村						●	東村ノグチゲラ保護条例に基づき、ノグチゲラ保護区等について、保護監視員を配置し、保護区等の監視やノグチゲラの繁殖状態のモニタリング等を行う。	東村（分布の南限付近）におけるノグチゲラが安定的に繁殖できる生息環境の保持。	
9 遺産地間を繋ぐ希少種に対するコリドー機能の強化	国頭村、地元関係団体				●	●	●	辺戸岳周辺と脊梁山地の間において、希少種にとってのコリドー機能を強化するため、希少種の移動状況の把握・分析、外来種対策等を実施するとともに、森林の連続性確保のための生態回廊の形成について検討する。	辺戸岳周辺と脊梁山地の間を繋ぐ希少種に対するコリドー機能の強化。	
3) 外来種による影響の排除・低減										
1 侵略的外来種への対策の強化	環境省 林野庁 沖縄県 各村				●	●	●	既に定着している侵略的な外来種について、侵入状況等を把握し、特に対策の必要性が高い種に焦点を絞り、対策を行う。沖縄島北部に未定着な侵略的外来種の目撃情報について情報収集し、外来生物目撃情報データベースを適宜更新する。また、定着を予防するため必要に応じて対策を講じる。	特に遺産価値（生態系・生物多様性）への影響が大きいと考えられる外来種の情報収集及び対策。	
2 マングース対策の実施	環境省 沖縄県				●	●	●	希少野生動物の捕食等により在来の生態系に大きな影響を及ぼしているマングースの捕獲排除を行う。また、マングースの完全排除地域を設定し、この地域に新たにマングースが侵入しないよう、侵入防止柵を管理する。	沖縄島北部におけるマングースの完全排除、新たな侵入の防止。 【マングースの相対生息密度(CPUE)、確認範囲、個別検討会における評価】	沖縄島北部地域マングース防除事業検討委員会
3 野生下のネコの捕獲	環境省 沖縄県 各村				●	●	●	野生動物の捕食等により在来の生態系に影響を及ぼしている（及ぼす可能性のある）野生下のネコの捕獲及び排除を行う。また、分布や捕食の現況について把握するとともに効率的な捕獲方法について検討する。	野生下のネコの排除による在来の生態系の保全。	

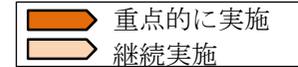
事業項目	実施主体	実施時期			対象範囲			事業の内容	目標と【評価指標】	備考 (検討・評価機関)
		短期	中期	長期	推薦地	緩衝地帯	周辺地域			
4 ネコの愛護及び管理に関する条例の徹底	各村				●	●	●	各村それぞれにおいて制定しているネコの愛護及び管理に関する条例に基づいて飼いネコの登録やチップ装着・避妊去勢手術の推奨、集落内及び周辺で所有者がいないネコの保護収容、各種普及啓発等を実施する。猫の保護施設と連携して効果的な活動を行う。	飼い猫による野生動物への悪影響の防止、集落内及び周辺で所有者がいないネコの完全排除への貢献、ネコと希少野生動物に関する一般認識の向上、所有者のいないネコの新規発生の防止。 【飼い猫のマイクロチップ装着個体数・率】	
5 所有者のいないネコ・イヌの保護収容・譲渡施設の整備・運営	沖縄県 各村				●	●	●	所有者のいないネコ及びイヌについて、保護と飼養、譲渡先への引き渡しという一連の取組の実施が可能な施設の整備や体制の構築に取り組む。また、この施設においては、子供たちと動物とのふれあいなど、教育面での活用等についても検討する。	所有者のいないネコ及びイヌの保護・飼養から譲渡先への引き渡しまでを実施する体制・設備の確保。 所有者のいないネコ及びイヌの新規発生の防止。	
6 飼い犬条例の徹底	各村						●	各村それぞれにおいて制定している飼い犬条例に基づいて、飼い犬の適正な管理を徹底する。イヌの保護施設と連携して効果的な活動を行う。	飼い犬による野生動物への悪影響の防止、所有者のいないイヌの新規発生の防止。	
7 愛玩動物の放逐防止対策の強化	沖縄県 各村						●	在来の生態系に大きな影響を及ぼしている愛玩動物（犬、猫、爬虫類等）の放逐を防止するためのパトロールやキャンペーンを実施するとともに、必要に応じて条例等の制定による対策強化についても検討する。	愛玩動物放逐の根絶・新規発生の防止。	
4) 緩衝地帯や周辺地域における産業との調和										
1 やんばる型森林業の推進	沖縄県 各村 地元関係団体				●	●	●	沖縄島北部の森林においては、自然環境の保全と環境に配慮した利活用として、持続可能な循環型「林業・林産業」と環境調和型「自然体験活動」を組み合わせた「やんばる型森林業」を推進していく。	森林の利用区分（ゾーニング）の設定や見直しを行い、利用区分ごとに森林機能の向上に繋げる。	
2 野生鳥獣の保護及び地域社会との共存	環境省 沖縄県 各村						●	野生鳥獣と地域社会の共存を図るため、野生鳥獣の適切な保護管理による生物多様性の確保を行うとともに、農林業への悪影響や生活環境の被害の防止に必要な取組を行う。	生息環境管理及び被害防除対策の実施による野生鳥獣と地域社会の共存	
3 自然共生型農業の推進	沖縄県 各村 地元関係団体						●	各村の貴重な野生生物の生息環境の改善、生物多様性に配慮した基盤整備、土づくり等を通じて、環境負荷を軽減するよう配慮した持続的な自然共生型農業を推進し、世界遺産ブランドを活用した農作物の付加価値向上に結び付ける。	自然共生型農業が地域に定着することにより生物多様性が保全される。 農作物のブランド価値が高まることにより、農業振興が図られる。	

事業項目	実施主体	実施時期			対象範囲			事業の内容	目標と【評価指標】	備考 (検討・評価機関)
		短期	中期	長期	推薦地	緩衝地帯	周辺地域			
4 赤土等流出防止対策の推進	沖縄県各村					●	●	沖縄県赤土等流出防止条例を遵守することにより、各種開発事業の実施に伴う赤土等流出の防止対策を徹底するとともに、降雨時に既存農地等から流出する赤土等を抑制するための対策事業を推進する。	河川や沿岸海域への赤土等流出が抑制される。 【個別検討会における評価】	沖縄県赤土等流出防止対策協議会
5) 適正利用とエコツーリズム										
1 世界遺産に関する観光ビジョンの策定による持続可能な観光の推進	沖縄県各村 地元関係団体				●	●	●	世界自然遺産に関わる各種行政機関、地域関係団体等が参加した協議会等の場で、関係者の情報共有、意見交換による合意のもとで、沖縄島北部3村が連携し、世界遺産沖縄島北部における観光・エコツーリズム、保護保全の在り方を示した観光ビジョンを策定して遺産価値の維持と観光振興を両立する。	世界遺産推薦地における観光ビジョンが策定され、遺産価値の維持と観光振興の両立が実現される。	
2 体験・滞在・交流による観光スタイルの確立	沖縄県各村 地元関係団体				●	●	●	エコツーリズムやグリーンツーリズム、ブルーツーリズム、民泊、集落散策、歴史文化体験などの様々な形態のツーリズムを融合し、世界遺産の周辺地域も含めた魅力的なプログラムを検討・開発するなど、3村の連携により、体験・滞在・交流による沖縄島北部地域の観光スタイルを確立する。	世界遺産の周辺地域も含め、地域の自然・文化を活用した魅力的な体験・滞在・交流メニューを提供できる体制の設置。	
3 森林ツーリズムの推進体制の構築	沖縄県各村 地元関係団体				●	●	●	森林の適切な利用を図るためのルール、モニタリングとフィールド管理及びルールを守りながら質の高いツアーを提供するためのガイド制度等の仕組みを構築し、持続的な資金の確保により、地域が自立してこれらを管理・運営する組織体制の整備（協議会の設置等）を目指す。	遺産価値（生物多様性と生態系）の保全と森林の利活用の両立による山村地域の振興に資する森林ツーリズム推進体制の構築の実現。	
4 適切な利用コントロールの実施及び利用ルールの設定・遵守	環境省 沖縄県各村 地元関係団体				●	●	●	遺産価値（生物多様性と生態系）を保全するため、以下の取組み等を実施することで自然利用に伴う負荷の低減を図る。 ○利用分散のための周辺地域への利用誘導 ○統一的な希少種の観察ルール等の検討 ○世界遺産地域内道路及び接続道路の通行管理	自然利用に伴う負荷の低減を図り、遺産価値（生物多様性と生態系）の保全がなされる。	
5 利用の質の向上に向けた取組の強化	沖縄県各村 地元関係団体				●	●	●	世界遺産における適正かつ質の高い利用を実現するため、ガイド等の人材育成、プログラム開発等のソフト面での対応を強化する。	世界遺産地域にふさわしい適正かつ質の高い利用の提供	

事業項目	実施主体	実施時期			対象範囲			事業の内容	目標と【評価指標】	備考 (検討・評価機関)
		短期	中期	長期	推薦地	緩衝地帯	周辺地域			
6 施設整備による負荷の低減と適正利用の推進	環境省 沖縄県 各村 地元関係団体				●	●	●	生態系や生物多様性などの遺産価値を利用者に実感させながら、利用に伴う負荷の低減と遺産地域における適正な利用を推進するために、既存施設の効果的な活用方法の検討及び以下のような利用施設の管理・整備を行う。 ○クイナ自然の森の維持管理 ○ヤンバルクイナ生態展示学習施設の運営 ○情報発信拠点施設等の整備・運営 ○森林の魅力を引き出す施設整備 ○希少生物の生態展示学習施設の充実	遺産価値の保全と適正利用の両立、利用者の体験の質の確保。 【拠点施設利用者数】	
6) 地域社会の参加・協働による保全管理										
1 生物多様性おきなわ戦略の運用	沖縄県				●	●	●	沖縄県における生物多様性保全の方向性や施策展開をとりまとめた「生物多様性おきなわ戦略」に基づき、関連の施策を遂行する。	戦略に基づいた施策の遂行体制を確保。	
2 照葉樹の森再生事業の実施	各村 地元関係団体					●	●	核心部周辺の森林や遊休地等において、健全な照葉樹林への回復を促すための森林管理としての種子散布、補植、表土の撒き出し、外来植物の駆除、ノグチゲラの採餌木の植栽やモニタリングを実施する。なお、森の再生事業の実施に当たっては、地域の林業関係者や地域住民の参加と協働による活動を展開する。	世界自然遺産としての価値を確実に維持できるような緩衝機能を持った森林の確保、森林管理体制の確保。	
3 大宜味村地域生物多様性保全計画の実施	大宜味村 地元関係団体				●	●	●	地域生物多様性保全計画に基づき、若者を中心とした環境教育の実施や環境監視のためのモニタリングの実施などを行い、自然環境の保全に努める。	村民のみならず多くの県民に世界自然遺産の価値を認識し、環境保全に取り組む活動を実施していく。	
4 沖縄島北部の河川における調査及び自然再生事業の推進	沖縄県 各村 地元関係団体				●	●	●	沖縄島北部において自然度が低下している河川を対象に調査を実施するとともに、沖縄県自然環境再生指針を参照しながら、奥川、田嘉里川、慶佐次川等における自然再生事業を推進する。	水生生物等多様な生物が生息・生育する河川環境の復元。 【個別検討会における評価（慶佐次川）】	・奥川自然再生協議会 ・慶佐次川自然環境再生協議会
5 普及啓発活動の実施	環境省 沖縄県 各村 地元関係団体				●	●	●	世界自然遺産登録の制度、意義、進捗状況、関連の取組、地域の役割や責務等について、シンポジウムや講演会、広報誌等の多様な機会を通じて、地域住民への普及啓発を行う。特に、地域住民の協力が必要な事項については、重点的に実施し、理解促進を図る。	世界自然遺産及び関連した取組の進捗状況等、地域住民自らが協力すべき事項等に対する、理解・協力が得られる。 【沖縄島北部部会や世界自然遺産・地域の自然や文化に関するシンポジウム、勉強会・研修会等の開催回数、参加者数】	
6 教育体制の充実	林野庁 沖縄県 各村 地元関係団体				●	●	●	子供たちに地域の自然・文化に興味をもってもらうため、小・中学校の授業における環境学習を充実させる。また、辺土名高校の環境科においては、世界遺産教育を念頭においたカリキュラムの導入を検討する。	子供たちが、地域の自然や文化に興味をもち、世界遺産価値の保全の重要性を理解する。将来的に、世界自然遺産に関連する仕事への地元からの就業者増加に繋げる。	

事業項目	実施主体	実施時期			対象範囲			事業の内容	目標と【評価指標】	備考 (検討・評価機関)
		短期	中期	長期	推薦地	緩衝地帯	周辺地域			
7 環境に配慮した公共事業の実施	沖縄県各村					●	●	「第2次沖縄県環境基本計画」に位置付けられた「環境への配慮指針」や「自然環境の保全に関する指針」を適切に運用するとともに、公共事業により世界遺産の価値に影響が及ばないよう、見直しにあたって環境配慮水準の向上を図る。	公共事業実施の際に、適切な環境配慮が行われ、世界自然遺産としての基準を満たす生物多様性や生態系を維持できるような環境配慮水準の確保。 【環境配慮の取組実績】	
8 不法投棄防止パトロール・キャンペーン及び撤去事業の実施	林野庁 沖縄県各村					●	●	世界遺産登録後の利用増がゴミの不法投棄のさらなる増加につながる可能性があることから、不法投棄防止に向けたパトロールやキャンペーンを実施して広く県民への普及啓発に努めるとともに、既に投棄されたゴミの撤去についても合わせて検討する。	各利用者が増加しても、不法投棄が発生しない状況の確保。	

西表島行動計画



事業項目	実施主体	実施時期			対象範囲			事業の内容	目標と【評価指標】	備考 (検討・評価機関)
		短期	中期	長期	推薦地	緩衝地帯	周辺地域			
1) 保護制度の適切な運用										
1 西表石垣国立公園の管理	環境省				●	●	●	西表石垣国立公園の適切な保護管理を行う。	世界遺産の価値の保全や緩衝機能の法的担保を確保する。	
2 西表森林生態系保護地域の管理	林野庁				●	●	●	西表森林生態系保護地域の適切な保全・管理を行う。	世界遺産の価値の保全や緩衝機能の法的担保を確保する。	
3 西表鳥獣保護区の管理等	環境省				●	●	●	イリオモテヤマネコ等の希少種が生息する森林部において指定されている国指定西表鳥獣保護区を今後も適切に管理する。また、確実な管理が実施されるよう体制を確保する。	鳥獣保護区において、規制が遵守され、希少鳥獣等の保護が図られる。	
2) 希少種の保護・増殖										
1 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（種の保存法）に基づく国内希少野生動植物種の保護等	環境省				●	●	●	種の保存法に基づき絶滅のおそれのある野生動植物種を国内希少野生動植物種として指定し、国内希少野生動植物種の保護等を図る。	国内希少野生動植物種の保護が図られる。	
2 竹富町自然環境保護条例の改正	竹富町				●	●	●	竹富町の健全で豊かな自然環境の保全及び生物多様性の確保に資するため、希少野生動植物の生息地等の保護、保護管理事業の実施、特別希少野生動植物の捕獲等の規制、指定外来種の放逐等の規制等の条項を含む新たな条例として、現条例を抜本的に改正して効果的運用を図る。	保護区や種の指定と規制の遵守、事業実施により、竹富町内の各島々の特性に応じた生物多様性の保全が図られる。	竹富町自然保護審議会
3 保護増殖事業等の継続実施	環境省 農林水産省 沖縄県				●	●	●	保護増殖事業の対象種であるイリオモテヤマネコについて、生息状況、生息環境等の把握、分析等を行うとともに、個体群の保護・増殖に努める。	自然状態で安定的に存続できる状態とすること。 【個別検討会における評価】	イリオモテヤマネコ保護増殖検討会

事業項目	実施主体	実施時期			対象範囲			事業の内容	目標と【評価指標】	備考(検討・評価機関)
		短期	中期	長期	推薦地	緩衝地帯	周辺地域			
4 保護増殖事業の対象種以外の希少種等の生息・生育状況の把握	環境省 林野庁 沖縄県 地元関係団体				●	●	●	保護増殖事業の対象種以外の希少種等の生息・生育状況等について継続的に調査を行い、適切な保護対策に資するデータを取得・蓄積する。 ○ウブンドルのヤエヤマヤシ群落等のモニタリング ○船浦ニッパヤシ植物群落保護林モニタリング ○カンムリワシ生息状況調査 ○キシノウエトカゲ生息実態調査	保護増殖事業対象種以外の希少種等の生息・生育状況を把握・監視できる体制の確保。	
5 希少野生動物の交通事故等の対策強化	環境省 沖縄県 竹富町 地元関係団体					●	●	イリオモテヤマネコやその他の希少野生動物の交通事故発生リスクが高い場所の周知、標識の設置、パトロール、チラシ配布やロードキル発生防止キャンペーン実施等による普及啓発により事故の発生を減少させる。また、交通事故防止対策基本計画を策定し、動物の移動経路(アニマルパスウェイ)の機能の維持・強化を図るとともに、道路への動物の侵入防止及び車両のスピード抑制等の対策強化について検討する。	主要車道における希少野生動物の交通事故等の発生防止 【イリオモテヤマネコの交通事故発生件数・死亡個体数】	イリオモテヤマネコの交通事故発生防止に関する連絡会議
6 希少野生動物の傷病個体の救護体制の確保	環境省 沖縄県 地元関係団体				●	●	●	西表島地域の希少野生動物の傷病個体を救護し、野生復帰を図る。	希少野生動物の救護が適切に実施され、野生復帰を図り、種の保存に資する。	
7 希少野生動植物の密猟・盗採の防止	環境省 林野庁 沖縄県 竹富町 地元関係団体				●	●	●	関係法令等に基づき、各行政機関、地元関係団体等の多様な主体が連携し、希少野生動植物の密猟・盗採防止のためのパトロールを実施する。 地域住民や観光客に対して、希少野生動植物の捕獲等の規制に関する法制度や対象種に関する情報提供を行うとともに、民間事業者等の協力を得て、希少野生動植物の保護に対する普及啓発を行う。	希少野生動植物の密猟・盗採に対する効果的な監視体制の確立、密猟・盗採が発生しない状況を確保。 【パトロールの年間実施回数、従事人数等】	
3) 外来種による影響の排除・低減										
1 侵略的外来種への対策の強化	環境省 林野庁 沖縄県 竹富町 地元関係団体				●	●	●	既に定着している侵略的な外来種について、侵入状況等を把握し、特に対策の必要性が高い種に焦点を絞り、対策を行う。西表島地域に未定着な侵略的外来種の見撃情報について情報収集し、外来生物目撃情報データベースを適宜更新する。また、定着を予防するため必要に応じて、住民、事業者及び観光客を対象とした普及啓発を実施する等対策を講じる。	特に遺産価値への影響が大きいと考えられる外来種の情報収集及び対策。 また、地域住民及び観光客が外来種問題に対し、十分に認知している状態の実現。 【オオヒキガエル未確認日数】 【シロアゴガエル確認状況等】	

事業項目	実施主体	実施時期			対象範囲			事業の内容	目標と【評価指標】	備考 (検討・評価機関)
		短期	中期	長期	推薦地	緩衝地帯	周辺地域			
2 竹富町ねこ飼養条例の徹底	竹富町				●	●		飼い猫からイリオモテヤマネコへと感染症を感染させないため、ねこ飼養条例に基づき、マイクロチップの装着、ワクチン接種、ウイルス検査、必要に応じた去勢・不妊化手術等を行う。関係団体と連携して実施する。	飼い猫によるイリオモテヤマネコへの悪影響の防止。 【飼い猫のマイクロチップ装着個体数・率】	
3 所有者のいないネコの保護収容・島外搬出事業の実施	竹富町 地元関係団体				●	●		イリオモテヤマネコへの感染症や生態系への悪影響を防止するため、西表島に生息する所有者のいないネコを保護収容し、島外搬出を行う。	西表島における所有者のいないネコの根絶により、生態系への悪影響を防止	
4 愛玩動物の放逐防止対策の強化	沖縄県 竹富町 地元関係団体				●	●	●	愛玩動物（イヌ・ネコ・エキゾチックアニマル等）の逸出によって新たな外来種が発生することを防止するため、飼育状況の把握、及び適正飼育の普及啓発を行う。また、観光客等が森林部に愛玩動物を持ち込むことで、愛玩動物由来の感染症が野生動物に感染すること、野生動物捕食などの影響を予防するための方策を検討する。	愛玩動物の飼育状況の把握が進み、適切な飼育がなされている。 愛玩動物から野生動物への感染症の感染や捕食などのリスクが低減されている。	
5 在来動物に対する交雑リスクの低減	竹富町 地元関係団体				●	●	●	リュウキュウイノシシとイノブタ等との交雑に関して、早急な現状把握と効果的な対策の検討を行うとともに、近縁種の西表島への意図的導入の防止や、飼育個体の管理の徹底に対する地域住民の理解促進と協力体制の確保に努める。	リュウキュウイノシシとイノブタとの交雑リスクの低減	
4) 緩衝地帯や周辺地域における産業との調和										
1 マングローブ林のモニタリング調査・保全	林野庁 沖縄県 竹富町 地元関係団体				●	●		豊かな生物相を育むマングローブ林のモニタリングを行い、劣化状況等に応じて対策を検討・実施する。	マングローブ林生態系の継続的モニタリング体制の確保、生態系が安定的に推移する状態の実現	
2 海岸林再生の指針に基づく管理の実施	林野庁				●	●		海岸林再生の指針に基づいて適切に海岸林を管理していく	防風防潮機能など保安林機能の充実や、生物多様性を確保した海岸林再生による地域産業への寄与の実現。	
5) 適正利用とエコツーリズム										
1 世界遺産に関する観光ビジョンの策定による持続可能な観光の推進	沖縄県 竹富町 地元関係団体				●	●	●	世界自然遺産に関わる各種行政機関、地域関係団体等が参加した協議会等の場を設置して、関係者の情報共有、意見交換による合意のもとで、世界遺産西表島における観光・エコツーリズム、保護保全の在り方の基本コンセプトを明確に示した観光ビジョンを策定して遺産価値の維持と観光振興を両立する。	世界遺産推薦地における観光ビジョンが策定され、遺産価値の維持と観光振興の両立が実現される。	

事業項目	実施主体	実施時期			対象範囲			事業の内容	目標と【評価指標】	備考 (検討・評価機関)
		短期	中期	長期	推薦地	緩衝地帯	周辺地域			
2 施設整備による負荷の低減と適正利用の推進	環境省 林野庁 沖縄県 竹富町 地元関係団体				●	●	●	生態系や生物多様性などの遺産価値を利用者に実感させながら、利用に伴う負荷の低減と遺産地域における適正な利用を推進するために、既存施設の効果的な活用方法の検討及び以下のような施設の管理・整備を行う。 ○トレッキング等の利用による自然環境への影響を防止するための木道の整備 ○世界自然遺産への理解を深めるための拠点施設の検討 ○トイレ等のインフラ設備充実に向けた検討 ○沖縄県交付金事業による利用施設の整備 ○環境省直轄による国立公園事業の検討	遺産価値の保全と適正利用の両立、利用者の体験の質の確保。 【西表島の入込客数】 【拠点施設利用者数】 【利用者満足度】	
3 適切な利用コントロールの実施及び利用ルールの設定・遵守	環境省 沖縄県 竹富町 地元関係団体				●	●	●	遺産価値（生物多様性と生態系）を保全するため、以下の取組等を実施することで自然利用に伴う負荷の低減を図る。 ○ヒナイ川および周辺国有林の自然体験型ツアーによるオーバーユース対策の強化 ○仲間川地区保全利用協定の適切な運用 ○エコツーリズムガイドラインの作成 ○資源特性と利用の現状に応じたゾーニングと利用ルール等の検討	自然利用に伴う負荷の低減を図り、遺産価値（生物多様性と生態系）の保全がなされる。	
4 利用に伴う自然環境や地域社会・経済への影響・効果のモニタリング	環境省 沖縄県 竹富町 地元関係団体				●	●	●	観光・エコツアー等の利用状況を把握するとともに、利用に伴う自然環境への影響や地域社会・経済への影響・効果を評価するための有効なモニタリング手法を検討し、継続的なモニタリング・評価を実施できる体制を確保する。	利用に伴う自然環境や地域社会・経済への影響・効果のモニタリング・評価結果が各種計画・事業に適切に反映される。	
5 利用の質の向上に向けた取り組みの強化	環境省 林野庁 沖縄県 竹富町 地元関係団体				●	●	●	世界遺産における適正かつ質の高い利用を実現するため、ガイド等の人材育成、プログラム開発等のソフト面での対応を強化する。また、ガイド事業者の実態把握、届出等の制度導入に向けた検討を行う。	世界遺産地域にふさわしい適正かつ質の高い利用の提供。	
6 基金等を活用した保全管理費用の持続的確保	竹富町						●	遺産登録による利用者の増加による保全管理費用の増大に対応するため、受益者である観光事業者や利用者、及び遺産価値の保全に理解のある人々等から広く資金を調達できる仕組みの確保に向けた検討を行う。	西表島の自然環境の保全と持続可能な利用に必要な予算の確保。	
6) 地域社会の参加・協働による保全管理										
1 生物多様性おきなわ戦略の運用	沖縄県				●	●	●	沖縄県における生物多様性保全の方向性や施策展開をとりまとめた「生物多様性おきなわ戦略」に基づき、関連の施策を展開する。	戦略に基づいた施策の遂行体制の確保。	

事業項目	実施主体	実施時期			対象範囲			事業の内容	目標と【評価指標】	備考 (検討・評価機関)
		短期	中期	長期	推薦地	緩衝地帯	周辺地域			
2 地域の主体的参加による保全管理活動の実施	環境省 沖縄県 竹富町 地元関係団体				●	●	●	地域の主体的参加による保全管理活動を継続的に実施するとともに、地域住民の視点から世界遺産と地域の関わりについての課題を抽出し、課題解決のための具体的取組を誘導、支援する。	地域の主体的参加活動により、世界遺産の価値の保全・管理が継続的に図られる。	
3 地域住民、観光客等への普及啓発・教育の推進	環境省 林野庁 沖縄県 竹富町 地元関係団体				●	●	●	西表島における自然と文化の関わりを踏まえて、世界遺産の価値の保全に対する認識と地域固有の文化に対する敬意や誇りを醸成するため、地域住民や観光客等に対してパンフレット等による普及啓発や教育活動を継続的に実施する。	地域住民や観光客等の世界遺産の保全と地域固有の文化に対する理解が深まる。 【西表島部会や世界自然遺産・地域の自然や文化に関するシンポジウム・勉強会・研修会等の開催回数・参加者数】	
4 環境に配慮した公共事業の実施	沖縄県 竹富町					●	●	「第2次沖縄県環境基本計画」に位置付けられた「環境への配慮指針」や「自然環境の保全に関する指針」を適切に運用するとともに、公共事業により世界遺産の価値に影響が及ばないように、見直しにあたって環境配慮水準の向上を図る。	公共事業実施の際に、適切な環境配慮が行われ、世界自然遺産としての基準を満たす生物多様性や生態系を維持できるような環境配慮水準の確保 【環境配慮の取組実績】	
5 美化活動等の推進	環境省 林野庁 沖縄県 竹富町 地元関係団体					●	●	多様な主体が適切な役割分担のもとで連携・協力して、海岸漂着ゴミの清掃活動等を実施し、世界自然遺産の島である西表島の環境美化や生態系、生物多様性の保全を図る。	自然環境の保全を図るとともに、世界自然遺産の島にふさわしい景観を維持・保全する。	

【 参考資料 】

参考資料 1：管理計画に関連する法令、条例、計画等の一覧及び概要

資料名	所管・制定・策定主体	ルール分類				対象となる構成資産				主な対象地域			資料番号
		法律等	条例	その他行政計画等	自主ルール等	奄美大島	徳之島	沖縄島北部	西表島	推薦地	緩衝地帯	周辺地域	
自然公園法	環境省	●				●	●	●	●	●	●	●	※1
奄美群島国立公園 指定書及び公園計画書	環境省	●				●	●			●	●	●	※1
やんばる国立公園 指定書及び公園計画書	環境省	●						●		●	●	●	※1
西表石垣国立公園 指定書及び公園計画書	環境省	●							●	●	●	●	※1
国有林野の管理経営に関する法律	林野庁	●				●	●	●	●	●	●	●	※1
国有林野管理経営規程	林野庁	●				●	●	●	●	●	●	●	※1
保護林設定要領	林野庁	●				●	●	●	●	●	●	●	※1
地域管理経営計画（奄美大島）	九州森林管理局	●				●	●			●	●	●	※1
地域管理経営計画（沖縄北部）	九州森林管理局	●						●		●	●	●	※1
地域管理経営計画（宮古八重山）	九州森林管理局	●							●	●	●	●	※1
森林生態系保護地域保全管理計画（奄美）	九州森林管理局	●				●	●			●	●	●	※1
森林生態系保護地域保全管理計画（西表）	九州森林管理局	●							●	●	●	●	※1
鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律	環境省	●				●	●	●	●	●	●	●	※1
国指定湯湾岳鳥獣保護区指定計画書	環境省	●				●				●			※1
国指定湯湾岳鳥獣保護区特別保護地区指定計画書	環境省	●				●				●			※1
国指定やんばる鳥獣保護区指定計画書（安田）	環境省	●						●		●	●	●	※1
国指定やんばる鳥獣保護区特別保護地区指定計画書（安田）	環境省	●						●		●			※1
国指定やんばる鳥獣保護区指定計画書（安波）	環境省	●						●		●	●	●	※1
国指定西表鳥獣保護区指定計画書	環境省	●							●	●			※1
国指定西表鳥獣保護区特別保護地区指定計画書	環境省	●							●	●			※1
文化財保護法	文部科学省	●				●	●	●	●	●	●	●	※1
鹿児島県文化財保護条例	鹿児島県		●			●	●			●	●	●	1
沖縄県文化財保護条例	沖縄県		●					●	●	●	●	●	2
絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律	環境省	●				●	●	●	●	●	●	●	※1
保護増殖事業計画（アマミノクロウサギ）	文部科学省、農林水産省、環境省	●				●	●			●	●	●	※1
保護増殖事業計画（アマミヤマシギ）	環境省、農林水産省	●				●	●			●	●	●	※1
保護増殖事業計画（オオトラツグミ）	環境省、農林水産省	●				●				●	●	●	※1
保護増殖事業計画（ノグチゲラ）	文部科学省、環境省、農林水産省	●						●		●	●	●	※1
保護増殖事業計画（ヤンバルクイナ）	文部科学省、農林水産省、国土交通省、環境省	●						●		●	●	●	※1
保護増殖事業計画（ヤンバルテナガコガネ）	環境省、文部科学省、農林水産省	●						●		●	●	●	※1
保護増殖事業計画（イリオモテヤマネコ）	環境省、農林水産省	●							●	●	●	●	※1
鹿児島県希少野生動植物の保護に関する条例	鹿児島県		●			●	●			●	●	●	※1
奄美市希少野生動植物の保護に関する条例	奄美市		●			●				●	●	●	※1
大和村希少野生動植物の保護に関する条例	大和村		●			●				●	●	●	※1
宇検村希少野生動植物の	宇検村		●			●				●	●	●	※1

資料名	所管・制定・策定主体	ルール分類				対象となる構成資産				主な対象地域			資料番号
		法律等	条例	その他行政計画等	自主ルール等	奄美大島	徳之島	沖縄島北部	西表島	推薦地	緩衝地帯	周辺地域	
保護に関する条例													
瀬戸内町希少野生動植物の保護に関する条例	瀬戸内町		●			●				●	●	●	※1
龍郷町希少野生動植物の保護に関する条例	龍郷町		●			●				●	●	●	※1
徳之島町希少野生動植物の保護に関する条例	徳之島町		●				●			●	●	●	※1
天城町希少野生動植物の保護に関する条例	天城町		●				●			●	●	●	※1
伊仙町希少野生動植物の保護に関する条例	伊仙町		●				●			●	●	●	※1
東村ノグチゲラ保護条例	東村		●					●				●	3
特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律	環境省	●				●	●	●	●	●	●	●	※1
第2期奄美大島におけるフイリマングース防除実施計画	環境省	●				●				●	●	●	※1
第2期沖縄島北部地域におけるマングース防除実施計画	環境省、沖縄県	●						●		●	●	●	※1
沖縄八重山地域におけるオオヒキガエル防除実施計画	環境省	●							●	●	●	●	※1
奄美市飼い猫の適正な飼養及び管理に関する条例	奄美市		●			●				●	●	●	※1
大和村飼い猫の適正な飼養及び管理に関する条例	大和村		●			●				●	●	●	※1
宇検村飼い猫の適正な飼養及び管理に関する条例	宇検村		●			●				●	●	●	※1
瀬戸内町飼い猫の適正な飼養及び管理に関する条例	瀬戸内町		●			●				●	●	●	※1
龍郷町飼い猫の適正な飼養及び管理に関する条例	龍郷町		●			●				●	●	●	※1
徳之島町飼い猫の適正な飼養及び管理に関する条例	徳之島町		●				●			●	●	●	※1
天城町飼い猫の適正な飼養及び管理に関する条例	天城町		●				●			●	●	●	※1
伊仙町飼い猫の適正な飼養及び管理に関する条例	伊仙町		●				●			●	●	●	※1
国頭村ネコの愛護及び管理に関する条例	国頭村		●					●		●	●	●	※1
大宜味村ネコの愛護及び管理に関する条例	大宜味村		●					●		●	●	●	※1
東村ネコの愛護及び管理に関する条例	東村		●					●		●	●	●	※1
竹富町ねこ飼養条例	竹富町		●						●	●	●	●	※1
生物多様性鹿児島県戦略	鹿児島県			●		●	●			●	●	●	※1
生物多様性おきなわ戦略	沖縄県			●				●	●	●	●	●	※1
奄美大島生物多様性地域戦略	奄美市、大和村、宇検村、瀬戸内町、龍郷町			●		●				●	●	●	4
奄美群島自然共生プラン	鹿児島県			●		●	●			●	●	●	※1
地域生物多様性保全計画（大宜味村地域連携保全活動計画）	環境省、大宜味村			●				●		●	●	●	5
やんばる型森林業の推進施策方針	沖縄県			●				●		●	●	●	6
沖縄県赤土等流出防止条例	沖縄県		●					●	●	●	●	●	7
奄美群島振興開発特別措置法	国土交通省	●				●	●			●	●	●	※1
奄美群島振興開発計画（2014年度～2018年度）	鹿児島県	●				●	●			●	●	●	※1
鹿児島県観光振興基本計画	鹿児島県			●		●	●			●	●	●	※1
沖縄振興特別措置法	内閣府	●						●	●	●	●	●	※1
沖縄21世紀ビジョン基本計画（沖縄振興計画）（2012年度～2021年度）	沖縄県	●						●	●	●	●	●	※1
沖縄県観光振興基本計画	沖縄県			●				●	●	●	●	●	※1
伊武岳地区保全利用協定	観光事業者、沖縄県				●			●		●	●	●	※1

資料名	所管・制定・策定主体	ルール分類				対象となる構成資産				主な対象地域			資料番号
		法律等	条例	その他行政計画等	自主ルール等	奄美大島	徳之島	沖縄島北部	西表島	推薦地	緩衝地帯	周辺地域	
仲間川保全利用協定	観光事業者、沖縄県				●				●	●	●	●	※1
慶佐次マングローブ観光利用【ガイド・事業者間ルール】	東村観光推進協議会				●			●				●	8
西表島カヌー組合ルール集	西表島カヌー組合				●				●	●	●	●	9
沖縄県自然環境再生指針	沖縄県			●				●	●		●	●	10
第2次沖縄県環境基本計画	沖縄県			●				●	●	●	●	●	11
自然環境の保全に関する指針	沖縄県			●				●	●	●	●	●	12

※1 推薦書の付属資料を参照

※（個別資料の内容は省略）※

参考資料 2 : 「地域連絡会議」構成行政機関一覧

環境省那覇自然環境事務所

林野庁九州森林管理局

鹿児島県

沖縄県

奄美大島地域

奄美市、大和村、宇検村、瀬戸内町、龍郷町

徳之島地域

徳之島町、天城町、伊仙町

沖縄島北部地域

国頭村、大宜味村、東村

西表島地域

竹富町

参考資料3：「奄美大島部会」、「徳之島部会」、「沖縄島北部部会」、「西表島部会」構成機関・団体一覧

「奄美大島部会」構成機関・団体一覧（2016年11月現在）

構成機関・団体
環境省那覇自然環境事務所
林野庁九州森林管理局鹿児島森林管理署
鹿児島県自然保護課
鹿児島県離島振興課
鹿児島県観光課
鹿児島県大島支庁総務企画課
鹿児島県大島支庁衛生・環境室
奄美市環境対策課世界自然遺産推進室
大和村総務企画課
宇検村総務企画課
瀬戸内町社会教育課世界自然遺産せとうち町推進室
龍郷町総務企画課
奄美群島広域事務組合
奄美大島商工会議所
奄美群島観光物産協会
奄美大島観光協会
瀬戸内町観光物産協会
奄美大島エコツーリズム推進協議会
奄美大島エコツアーガイド連絡協議会
奄美野鳥の会
奄美哺乳類研究会
環境ネットワーク奄美
奄美の自然を考える会

「徳之島部会」構成機関・団体一覧（2016年11月現在）

構成機関・団体
環境省那覇自然環境事務所
林野庁九州森林管理局鹿児島森林管理署
鹿児島県自然保護課
鹿児島県離島振興課
鹿児島県観光課
鹿児島県大島支庁総務企画課
鹿児島県大島支庁衛生・環境室
徳之島事務所総務課
徳之島町企画課
天城町企画課
伊仙町きゅらまち観光課
奄美群島広域事務組合
奄美群島観光物産協会
徳之島観光連盟
徳之島エコツーリズム推進協議会
徳之島エコツアーガイド連絡協議会
徳之島虹の会
クロウサギの里

「沖縄島北部部会」構成機関・団体一覧（2016年11月現在）

構成機関・団体
環境省那覇自然環境事務所
林野庁九州森林管理局沖縄森林管理署
沖縄県環境部自然保護課
沖縄県農林水産部森林管理課
沖縄県文化観光スポーツ部観光整備課
国頭村世界自然遺産対策室
大宜味村企画観光課
東村企画観光課
国頭村森林組合
国頭村商工会
J A おきなわ国頭支店
国頭村森林ツーリズムWG
大宜味村区長会
大宜味村商工会
N P O 法人 やんばる舎
N P O 法人 おおぎみまるとツーリズム協会
大宜味村農業委員会
東村商工会
J A おきなわ東支店
東村農業委員会
東村区長会
N P O 法人 東村観光推進協議会
N P O 法人 どうぶつたちの病院 沖縄
琉球大学農学部与那フィールド

「西表島部会」構成機関・団体一覧（2016年11月現在）

構成機関・団体
環境省那覇自然環境事務所
林野庁九州森林管理局沖縄森林管理署
林野庁九州森林管理局西表森林生態系保全センター
沖縄県環境部自然保護課
沖縄県文化観光スポーツ部観光整備課
沖縄県八重山土木事務所
竹富町自然環境課
竹富町商工観光課
竹富町教育委員会総務課
内閣府沖縄総合事務局石垣港湾事務所工務課
石垣市環境課
竹富町公民館連絡協議会
竹富町商工会
竹富町観光協会
竹富町ダイビング組合
西表島エコツーリズム協会
西表島カヌー組合
沖縄県猟友会 竹富町地区
西表島交通グループ
いりおもて観光（株）
（資）浦内川観光
（有）安栄観光
八重山観光フェリー（株）
石垣島ドリーム観光（株）
NPO法人 どうぶつたちの病院 沖縄
琉球大学熱帯生物圏研究センター西表研究施設
東海大学沖縄地域研究センター